

**みんなで創ろう!**  
**私たちの**  
**新しいまち**

**平成14年10月1日**

**津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会**

津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町  
香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村

# 目次

1	市町村合併の課題	1
2	11市町村による合併の意義	2
3	合併基本4項目	3
4	財政	4
5	合併した場合の懸念される項目とその対処	5
6	合併しない場合に懸念される事項等	6
7	30万市民の暮らしはどうなるの?	7
	(参考)まちづくり基本構想策定委員会で検討されている案	
	まちづくり基本構想(中間案)	11

# 1 市町村合併の課題

## (1) 少子高齢化社会の到来

協議会を構成する 11 市町村は、将来人口推計において、2020 年(平成 32 年)には高齢人口が約 28%に達し、4 人に 1 人以上が高齢者になると推計されています。

### 協議会構成市町村の将来人口推計

	2000 年		2010 年		2020 年		2030 年	
	人 口	割 合	人 口	割 合	人 口	割 合	人 口	割 合
年少人口(0～14 歳)	44,603	14.6%	40,037	13.4%	36,300	12.8%	31,579	12.0%
生産年齢人口(15～64 歳)	201,142	66.1%	187,025	62.5%	167,182	58.8%	152,602	58.2%
高齢人口(65 歳以上)	58,660	19.3%	71,948	24.1%	80,690	28.4%	78,313	29.8%
総 人 口	304,405		299,010		284,172		262,494	

2000 年は国勢調査、その他は(財)日本統計協会「市町村の将来人口」(2002 年 3 月)

今後は、高齢者に必要な福祉・医療・介護などのニーズが増大する反面、それを支える若年層の減少で税収減をもたらすなど、現状の市町村単位ではサービスの継続的な維持が困難になることも考えられます。

## (2) 住民の日常生活の変化

協議会を構成する 11 市町村では、昭和の大合併以来その区域はほとんど変わっていませんが、現在、交通体系や情報通信網の発達などにより、通勤、通学、通院、買物など住民の日常生活は、現在の市町村の枠を越えてますます広がっています。

広域化・多様化した住民のニーズを重視した行政サービスを提供していくためには、時代に合わせた行政区域の見直しを検討する必要があります。

## (3) 地方分権の到来

地方分権一括法の施行により、住民に一番身近で住民の意見を最も反映しやすい総合的サービス供給主体である市町村の役割はますます重要となっています。

このため、住民の期待に応えられるサービス供給体制の確保には、人材や財源確保など自治体能力の強化が急務となっています。

## (4) 財政の悪化

国と地方の借金の合計は、平成 14 年度末で約 693 兆円(国民一人当たり約 549 万円)になると見込まれ、国・地方を通じて大変厳しい財政状況にあります。

このような中、地方交付税制度や国庫補助負担金制度の見直しが論議されるなど、市町村はますます厳しい財政運営を迫られることは必至であります。

また、地方分権の推進による市町村の住民サービス向上への取り組みにおいて、将来的に小規模な市町村ほど厳しい財政運営となると考えられます。

## (5) 広域行政の限界

現在、一部事務組合、広域連合で処理されている事務については、11 市町村を通じた間接的なもので、住民との距離があり責任の所在が不明確であります。

また、関連する事務が広域行政と 11 市町村による別々の主体で実施されるため、総合的な行政の展開には不都合な事態を生じる可能性があります。

## 2 1 1 市町村による合併の意義

### (1) 自立し得る自治体

平成の時代における市町村合併の目指すものは、市町村が地方分権の進んだこれからの時代を「自立した自治体(地方政府)」として、住民それぞれの地域にあった豊かさを享受しながら暮らしていける社会を築くことです。

従って、ただ合併すれば良いというものではなく、圏域としての一体感、一体的発展の可能性、20年後、30年後の将来に自立した自治体であり得るのかどうか等を考える必要があります。

### (2) 一体感のある圏域

この圏域は、旧藩政時代には、その大部分が藤堂藩に属し、明治以降は三重県の県都として歴史的に一体感を保ってきています。

この地域を流れる安濃川・雲出川は、古くから利水や水上輸送などに重要な役割を担い、流域に住む人々は上流に布引山地を仰ぎ、下流には伊勢湾を望みながら、流域圏として一体感を共有してきました。

また、この圏域では通勤、通学、通院、買物なども強いつながりが見られ、まとまりのある圏域であるといえます。

なお、行政においては、既にごみ処理や消防、介護保険といった事務の多くを、広域行政で共同処理しています。

### (3) 一体的なまちづくり

合併により市町村の区域が取り払われることで、山から海まで一体的なまちづくりに取り組むことができます。

また、圏域内の水や空気や緑を自分たちの共有財産であるとの認識のもとに、「同じ市民として」守りあったり、利用しあったりすることが可能になります。

### (4) 自立可能な規模

複雑多様化する住民のニーズに対応し、より良いサービスを住民に提供するためには、財政的な裏づけと職員の資質の向上が必要です。11市町村での合併であれば、合併による特例措置が終った後や税源の移譲等が行われても、健全な財政運営が期待でき、職員も業務を専門的にこなすことが可能な人数を確保できます。

### (5) 30万都市のメリット

11市町村が合併すると人口が30万人以上となり、地方自治法に基づく中核市の指定要件を満たします。中核市に指定されると県の権限が多く移譲されることにより、事務手続きの迅速化・効率化や住民サービスの向上を図ることができます。

たとえば、中核市では保健所が新たに設置でき、保健・福祉・医療の連携が可能となり、これらの対人サービスを一貫した体制で総合的・効率的に提供できます。また、都市計画等に関する事務では、市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可の権限が移譲されることにより、開発事業者に対し適切な指導を行うことができるようになるため、これまで以上に調和の取れた都市環境の整備が推進できます。

### 3 合併基本4項目

合併をするに当たり、決めておかなければならない項目のうち、特に重要となる基本項目です。法定協議会が設立されましたら、まず協議される項目であります。

#### (1) 合併の方法

新設（対等）合併と編入（吸収）合併の二とおりがあります。

どちらを選択するかにより、新しい市の取扱いや市町村長及び議員の身分が変わってきます。

#### (2) 合併の期日

合併を行う期日を決定します。

年度末に行うのか、年度途中に行うのかにより事務事業の取扱いが変わってきます。合併特例法の法期限が平成17年3月31日で切れるため、合併時の事務処理の引継ぎを円滑にするため、協議会のスケジュールでは平成17年1月を予定しています。

#### (3) 新市の名称

合併後の市の名前を決めます。

法律上は、特に規定がないため、基本的には自由に定めることができます。名称を定める方法については、あくまでも協議会の中で協議して定めるのか、住民の意向を聞いて定めるのかの二とおりです。

#### (4) 事務所の位置

新市として事務を取り扱う場所です。機能的、効率的な観点から決めます。

しかし「周辺部は廃れてしまうのではないか」あるいは、「周辺部のサービスが低下するのではないか」などの懸念に対応し、現市町村の庁舎・支所等は何らかの形で残すかどうかを検討する必要があります。

## 4 財 政

### (1) 合併特例措置後の財政状況

平成 13 年度の 11 市町村の財政状況は次のとおりです。

#### 各市町村の財政状況

(単位：億円)

	津 市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	合 計
地方税	262.9	45.0	16.8	10.1	3.8	14.4	4.7	13.9	12.2	19.9	5.2	408.9
普通交付税	20.3	24.7	13.9	14.9	11.0	15.0	12.2	18.2	19.5	20.0	22.9	192.6
その他収入	271.6	59.8	27.6	17.3	10.6	16.6	18.3	25.0	29.8	22.0	30.4	529.0
歳入計	554.8	129.5	58.3	42.3	25.4	46.0	35.2	57.1	61.5	61.9	58.5	1130.5
歳出計	534.3	126.4	56.1	38.8	23.5	45.1	33.2	55.1	59.7	58.8	56.2	1087.2
財政力指数	0.915	0.634	0.533	0.412	0.276	0.470	0.272	0.438	0.432	0.495	0.208	0.677

平成 13 年度地方財政状況調査、財政力指数は平成 14 年度（3 カ年平均値）

合併後の新市の財政状況は、普通交付税は減額分を 15 年間保障される措置があります。しかし、合併特例措置後（15 年後）は約 25 億円の減収となりますが、人件費の削減、その他物件費等で相応の削減が見込むことができます。

このことにより、各市町村で実施している行政サービスを一元化、効率化をすることによる余剰財源により、地域全体の行政サービスの向上が図れるものと推測されます。

### (2) 合併後の削減効果

合併特例措置の終了した時点を現在の予算規模で推計すると以下ようになります。

給与等の削減効果（議員、特別職、職員）	約 68 億 4 千万円
管理部門の削減効果（人件費を除く議会費、総務費）	約 29 億 2 千万円

**削減効果額 + = 約 97 億 6 千万円**

普通交付税の減少（14 年度試算）	約 25 億 3 千万円
-------------------	--------------

**財政効果額 + - = 約 72 億 3 千万円**

### (3) 合併に対する財政支援措置

合併することによって管理部門等の共通経費の節約が図られ、より効率的な行財政運営が可能となりますが、合併直後は新しいまちづくりなどのために多額の経費を要します。

そのため、合併市町村を支援するとともに行財政運営の強化を図るため、特例的な財政措置が講じられています。（平成 17 年 3 月までに合併した市町村）

まちづくりのための建設事業に対する財政措置(合併後 10 年間)	
標準全体事業費(上限額)	739 億 5 千万円
新市振興のための基金造成に対する財政措置(合併後 10 年間)	
標準基金規模 (上限額)	40 億円
普通交付税の特例措置 (合併後 15 年間)	421 億円

合併直後の臨時経費（システムの統一、ネットワーク整備等）や行政水準、住民負担水準の格差是正に必要な経費（5年間合計）	30億円
特別交付税による財政措置(合併を機に行う新たなまちづくり、公共料金の是正、公債費格差是正など)（3年間合計）	12億円
合併市町村補助金（新市建設計画に位置づけられた事業）（3年間合計）	16億8千万円
市町村合併支援交付金（三重県支援事業）（新市建設計画に基づく事業及び地域振興を高める事業）（10年間合計）	14億円

## 5 合併した場合の懸念される項目とその対処

懸念される項目	懸念される項目への対処
合併によって、役場が遠くなり不便になる。	旧役場を支所・出張所（旧市町村名の存続）とすることにより、地域に身近なサービスについての対応が可能です。
市町村によって行政水準に格差があることから、水道料金や保育料金が調整されることにより、多少高くなる場合がある。	合併を検討する「合併協議会」において、行政サービスの調整を十分に図り、行政サービスは全体として改善されることとなります。 行政サービスの改善による行政負担増額に対しては、地方交付税等の財政支援措置があります。
合併により、中心地から遠くなる周辺地域の振興策に不安がある。	合併協議会で策定する「市町村建設計画」において、地域の振興計画を策定します。 旧市町村の立場に立って住民の意見を反映する「地域審議会」を設置することにより、振興策の進捗をチェックし、地域の意向をきめ細かく施策に反映することができます。 「市町村建設計画」に記載された事業に必要な財源については、「合併特例債」の活用により計画的に支援します。
役所の整備統合、コンピューターシステムの統一、名称変更など合併にともない多額の経費が必要になる。	合併直後に必要となる経費については、地方交付税や補助金による財政支援措置があります。
財政力に格差のある市町村が合併した場合、財政力が豊かな市町村は不利になるのではないかと。	財政力に余力のある市町村が合併した場合、一見メリットがないように思えますが、規模の拡大を図ることにより、国や県からの権限移譲を受け、広域的な視点に立った産業振興や地域振興が可能になり、市町村としての将来発展に大きく寄与することができます。 将来的な発展を図るための事業の財源には、「合併特例債」等を活用することが可能です。
愛着のある市町村名や地域の名前がなくなる。	新しい市の支所・出張所等の公共施設の名称に、旧市町村名を残すことは可能です。
地域の歴史や文化といった地域の特性がなくなる。	昭和の大合併（昭和30年前後）後も、旧の町村の歴史や文化といった地域の特性は大切にされており、これからも守っていく必要があります。

## 6 合併しない場合に懸念される事項等

項 目	懸念される事項	想定される事例
<p>少子高齢化の進展による影響</p>	<p>高齢人口(65 歳以上)の増加により、社会保障に係る現役世代の負担が増大します。</p> <p>生産年齢人口(16~64 歳)の減少が、経済成長の制約要因になるかもしれません。</p>	<p>医療費や福祉サービスの需要が増大するが、必要な行政サービスの提供が困難になる可能性があります。</p>
<p>財政状況の悪化による影響</p>	<p>国・地方を合わせた長期債務残高は、約 693 兆円(14 年度末見込み)もあり、今後も国債、地方債の残高は累増します。</p> <p>歳入を国債や地方債の発行に頼る一方、それらの元利償還金(公債費)等の支出が増加します。</p> <p>地方交付税制度の見直しが余儀なくされます。</p>	<p>新たに必要とされる行政需要への対応ができない可能性があります。</p> <p>現行の行政サービスを維持できない可能性があります。</p>
<p>地方分権に対応できないことによる影響</p>	<p>市町村の担う役割は大きくなり、専門的な知識や技術を持つ職員が必要とされるが、現状は少ない職員で多くの事務をせざるを得ない。</p> <p>地方分権が進み、税財源が移譲されたとしても、現状にプラスして歳入が増えるとは限りません。(税金等の一般財源が増加した分、補助金等の特定目的財源が減少する)</p>	<p>住民に対する専門的な行政サービスを提供できない可能性があります。</p> <p>人的・財政的に対応ができないために権限の移譲が進まず、住民サービスが低下する可能性があります。</p>
<p>日常生活圏の拡大と行政区画がずれていることによる影響</p>	<p>居住地以外の通勤、通学、買物等の日常生活の中で行政サービスが受けられない。</p> <p>居住地以外での公共施設の使用には、居住地の住民と比べて利用格差がある。</p>	<p>通勤先や買物先等で保育所や保健福祉施設などの行政サービスが受けられません。</p> <p>居住地以外(通勤先やレジャー先)の公共施設の利用について、料金格差や利用格差(居住地住民優先等)があります。</p> <p>隣接する市町村の小・中学校の方が近くても、通学できません。</p>



## 7 30万市民の暮らしはどうなるの？

合併問題協議会では、11市町村のすべての事務事業について、現状や合併を想定した場合の課題・問題点を調査しています。この調査のごく一部ですが、住民の皆さんの生活に直接関わることについて、11市町村で合併することを想定して、皆さんへの影響額等を試算し、合併問題協議会として現時点での考え方をお示しします。

しかしながら、下記の内容はあくまでも調査研究の一環として、皆さんに合併問題を考えていただく資料として作成したものであり、現段階では、11市町村が合意し決定したものではありません。今後、法定協議会で協議され決められていくものです。

### (1) 協議会で調整方針(案)が協議された項目

#### 財産・負債

財産・負債は、原則的に現行のまま新市に引き継ぐ方向で考えています。  
財産区の取扱いも、現行の財産区のまま新市に引き継ぐ方向で考えています。

#### 証明手数料

##### 戸籍関係証明手数料

戸籍関係証明手数料は、現在、各市町村同額のため、11市町村合併後も現行どおりと考えています。

##### 住民票関係・税関係証明手数料

住民票関係及び税関係証明手数料は、久居市と河芸町が200円で一番低く、津市が250円、その他8町村は300円となっており、合併した場合には手数料を統一する必要性が生じます。

合併問題協議会では、久居市、河芸町の例により、手数料を200円に統一したいと考えています。

#### 施設使用料

施設使用料は、施設の内容・規模及び建設年度がそれぞれ異なり、11市町村が独自の考え方で、適正な金額を設定していることを考慮し、合併後も原則として現行どおりとしたいと考えています。

ただし、適正な使用料金について、将来、新市において見直しを検討する必要があります。

#### 通学区域

通学区域は、就学する指定校の変更についての許可基準を緩和する方向で統一し、通学区域制度の弾力的運用を図るとともに、11市町村の境界に隣接する学区は、教室の状況を踏まえて通学距離を考慮するなど、現在の通学区域の線引きを変更せず学区を選択することができる方向で考えています。

#### 税金

##### 個人市町村民税均等割

個人市町村民税均等割は、地方税法で人口5万以上50万未満の市では年額2,500円、人口5万未満の市町村では年額2,000円を標準税率としています。現在、この圏域では、津市だけが2,500円でその他の市町村は2,000円となり、11市町村が合併した場合、税率は2,500円となり格差を調整する必要があります。

合併問題協議会では、地方税法の規定に基づき、標準税率2,500円を適用したいと考えています。

### 固定資産税率

固定資産税率は、11 市町村で地方税法の規定どおりの税率が適用されており、差異はなく調整の必要はありません。

### 法人市町村民税法人税割税率

法人市町村民税の法人税割税率は、地方税法で 12.3%を標準税率としています。津市においては、資本金 1 億円を超える場合 13.5%の超過税率を採用していますが、その他の市町村は一律 12.3%の標準税率としているため、11 市町村が合併する場合、この税率を調整する必要が生じます。

合併問題協議会では、津市の例により資本金 1 億円超の場合 13.5%の超過税率を適用したいと考えています。

### 都市計画税率

都市計画税は、津市が都市計画区域のうち市街化区域内の土地及び家屋に対し課税していますが、その他の市町村では課税していないため、これを調整する必要があります。

合併問題協議会では、新市における都市計画区域の見直しに合わせて、都市計画税を課税したいと考えています。

- ・線引きのある都市計画区域を有する市町村・・・津市、久居市、河芸町、香良洲町、嬉野町（2 市 3 町）
- ・都市計画区域を有する市町村・・・・・・・・・・芸濃町、安濃町（2 町）
- ・都市計画区域を有しない市町村・・・・・・・・・・美里村、一志町、白山町、美杉村（2 町 2 村）

## （ 2 ） 今後も引き続き協議会で調整方針(案)の協議が必要な項目

### 水道料金

現行料金で、仮に口径 13 mm、1 ヶ月 25 m<sup>3</sup>使用したと試算すると、白山町の 5,350 円から津市の 2,575 円までの幅があります。仮に低いところにあわせれば、収入は 70 億円程度になり、現在、必要な額に対して水道事業を実施したうえで、8 億円程度の収入不足となります。

この 8 億円を一般会計でしかも国の特別措置で補填できるかどうか、また、どれだけの経費削減が可能か等、今後検討を重ね調整することになります。合併してすぐに、従前の負担を大きく変更することはできないと考えています。

（口径 13 mmで 1 ヶ月 25 m<sup>3</sup>を使用した場合、単位：円/月）

	津 市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現 在	2,575	2,825	3,300	3,950	3,300	3,400	3,090	4,500	5,350	4,850	4,375

### 保育料

所得税階層区分ごとに国の徴収基準があり、その何%を保育料にするかによって、各団体にそれぞれ差があります。平成 13 年度の徴収実績は平均 72.7%、美里村は 82.4%、白山町は 50.5%であり、その差は非常に大きいといえます。

今後検討を重ね調整することになりますが、合併してすぐに、従前の負担を大きく変更することはできないと考えています。

上段：平均保育料（円/月） 下段：国徴収金額に対する比率（%）

	津 市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現 在	24,157	19,226	20,431	19,862	27,390	24,036	21,957	22,527	15,635	23,451	16,764
	79.2	61.4	72.3	65.3	82.4	59.7	70.2	70.3	50.5	74.1	51.6
平 均	22,530										
	72.7										
増 減	1,627	3,304	2,099	2,668	4,860	1,506	573	3	6,895	921	5,766
	6.5	11.3	0.4	7.4	9.7	13.0	2.5	2.4	22.2	1.4	21.1

## 幼稚園保育料

幼稚園保育料は、現在、月額で美里村 5,800 円と、白山町の 5,000 円の差であります。  
平成 14 年度の料金収入を維持するとすれば、月額 5,500 円程度が必要となります。

(単位：円/月)

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現在	5,700	5,200	5,200	5,500	5,800	5,500	5,500	5,500	5,000	5,500	5,500
平均	5,500										
増減	200	300	300		300				500		

## 学校給食

現在、11 市町村の中で、幼稚園、中学校の給食の実施の有無などに差があります。今後、調整が必要となりますが、11 市町村の実情に応じて、当分の間、現在の実施方法を継続せざるを得ないと考えています。

### 中学校給食実施状況

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現在	1校のみ	ミルクのみ	有	有	有	有	有	有	有	有	無

### 幼稚園給食実施状況

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現在	2園	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

## 国民健康保険料(税)

国民健康保険料(税)は、賦課方式が異なります。

津市：3方式(均等割、平等割、所得割)      その他：4方式(均等割、平等割、所得割、資産割)

資産割を採用していないのは津市だけで、均等割、平等割をどの程度にするかということも問題ですが、津市の 80,618 円を目安にすると、芸濃町は 65,408 円であります。仮に低額にあわせると、現在の徴収実績と比べ、約 15 億円の差(収入不足)が生じます。

どちらのルールをとるにしても、直近の医療費の高騰とか高齢化の進展により、また、医療制度の改革等もありますので、いずれ料金を改定せざるを得なくなります。しかし、合併してすぐに、従前の負担を大きく変更することはできないと考えています。

### 平成 13 年度 1 人当たり保険料(税)

(単位：円/年)

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現在	80,618	80,260	72,759	65,408	79,849	66,718	67,786	71,724	72,673	72,964	66,361
平均	77,119										
増減	3,499	3,141	4,360	11,711	2,730	10,401	9,333	5,395	4,446	4,155	10,758

## 介護保険料

平成 12 年度から 14 年度までの単価は、第 1 号被保険者基準額で、津市 3,152 円から安濃町 2,541 円までの差があります。まず、平成 15 年度から 17 年度の料金を各団体が今設定をしていますので、この基準額でスタートせざるを得ず、次期分の最終年度（平成 17 年度；合併初年度）の不均一料金はやむを得ないと考えています。

その後、平成 18 年度からの料金を改めて計算して、均一料金を考えています。

第 1 号被保険者基準額

(単位：円/月)

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	広域連合				
							香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現在	3,152	2,858	2,833	2,995	2,800	2,541	2,771				

## 公共下水道使用料

料金体系、料金単価、受益者負担金に違いがあり、また、普及率も差があるため、今後検討を重ね調整することになります。しかし、合併してすぐに、従前の負担を大きく変更することはできないと考えています。

上段：使用料（1世帯当たり4人で1ヶ月25m<sup>3</sup>使用 単位：円/月） 下段：普及率（単位：％）

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現在	3,050	2,375	2,200 (3,200)	2,360			1,800	3,150	4,500	3,150	
	32.4	45.1	21.2	23.8			99.0	29.2	9.3	41.5	

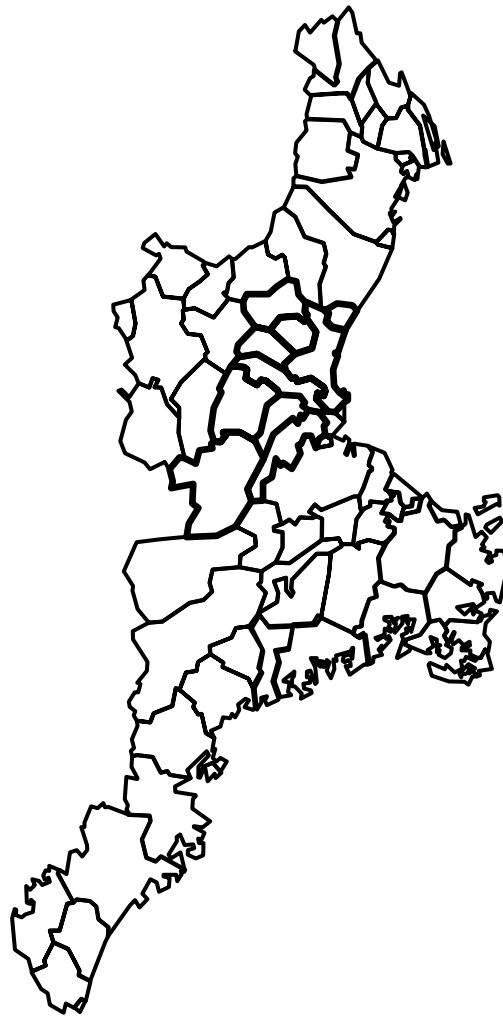
河芸町の欄の上段は千里ヶ丘公共下水道、中段（ ）は浜田公共下水道

(参考)まちづくり基本構想策定委員会で検討されている案

## まちづくり基本構想(中間案)

<基本理念図>

# ハートのまちづくり ~日本のまん中、三重の県都、心の通う30万の中核都市~



## (1) 基本理念

### ハートのまちづくり

#### ～日本のまん中、三重の県都 心の通う30万の中核都市～

津・久居・安芸郡・一志都市町村合併問題協議会を構成する市町村の圏域は、日本と三重県のまん中に位置しており、豊かな自然、温暖な気候に恵まれ、県都であることから、教育、医療、文化などの施設にも恵まれ、多くの住民が健康で心豊かに静かな環境で暮らしていける地域であります。

この環境を、将来も守っていき、さらに充実するために、協議会を構成する11市町村が合併を行い、「ハート(心と中心部)」を重視したまちづくりを進めていきます。

すなわち、「ハート」の「心」が意味する、「智慧」と勇気を発揮し、「心」から生み出される安心・安全、人づくり、文化、環境、情報、交流・対話、産業・労働を大切にし、さらには「ハート」の「中心部」の意味する、この圏域の日本と三重県のまん中に位置する利点を十分活かした、心の通い合う、県都・30万人の中核都市になることを目指します。

## (2) まちづくりの基本的な考え方

11市町村の圏域は、共通の歴史・文化・豊かな自然を有し、通勤、通学、通院、買物などの生活圏として、また、ごみや消防などの業務を共通で行う広域行政圏としても一体感のある地域です。

この地域において、住民相互の心が通い合い、住民の個性、地域の特性・伝統・文化などの個性が輝き、それぞれの住民、地域がお互いにその個性を尊重して、共有のものと認識し、地域同士の活発な交流が行われる、11市町村が一体となったまちづくりを進めていきます。

## (3) まちづくりのあり方

まちづくりの基本理念のもと、まちづくりは、自立した責任ある住民自らが主役となり、行政、NPO、企業などとの連携を図りながら、住民の能力・感性や地域の個性を活かしたまちを作っていくという「住民・手づくりのまちづくり」を行っていきます。

また、行政は、財政基盤の確立を図り、情報を積極的に公開・提供し、新市の中央部と周辺部で格差の生じないまちづくりを進め、合併によりまちが大きくなっても地域の住民の声を、きめ細かく、迅速、公平に把握できるようにし、住民が自立してまちづくりに取り組むことができる住民自治のシステムを構築するとともに、職員の専門能力を高め、政策立案能力の向上を図り、充実したサービスを提供していきます。

#### (4) まちづくりの基本的な方向

住民、地域、NPO、企業、行政などが協働・連携しながら、次の7つの基本的な方向にそって、合併後の新しいまちづくりを進めていきます。

##### 安心と安全のまちづくり

福祉、保健、医療などのサービスの向上と安定的な提供

災害の発生を防止するまちづくり

住民誰もが、安心、安全に暮らせる障害のない(バリアフリー)まちづくり

##### 人づくり先進市を目指すまちづくり

豊かな自然、特色ある文化・歴史などに触れた豊かな心を育む教育の推進

三重大学、三重県立看護大学、三重短期大学、高田短期大学の連携による人材育成

国際化や情報化などに対応した、創造性豊かで、たくましく未来を開拓できる人材、世界に誇れる人材の育成

##### 文化を育むまちづくり

文化の香り高い、潤いのある生活を送るための文化・レクリエーションの振興

##### 環境に配慮したまちづくり

豊かな自然の11市町村圏域が一体となった保全

自然と調和した循環型社会づくりのための生活環境の保全、省エネルギーと新エネルギー利用の促進、ごみの減量化とリサイクルの推進

住民の快適な生活を実現するための公園、下水道等の環境基盤の整備

景観に配慮したまちづくり

##### 情報感度の高いまちづくり

既存の情報ネットワークの活用も視野に入れた、各種サービスの情報化の推進

##### 地域内の交流・対話を大切にするまちづくり

各地域間の活発な交流を促進するための、交通アクセス、交流・対話の核となる拠点づくりと各地域を循環する交通基盤の整備

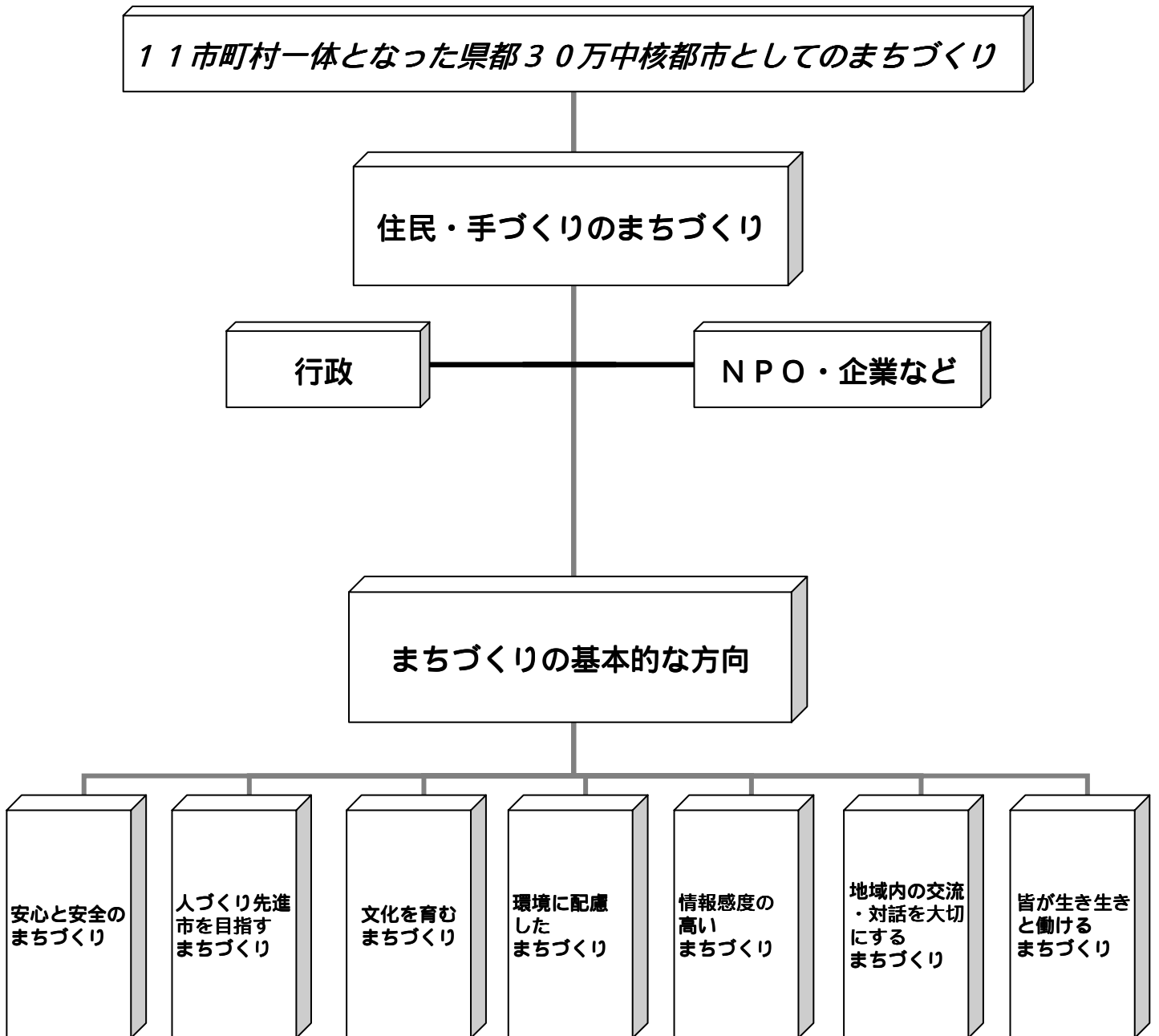
住民の一体感を高めるための交流・対話の機会の創出

##### 皆が生き生きと働けるまちづくり

地域の特色、資源、人材を活かした、意欲のある事業者の産業活動への支援

若者などが地域に定着できる活力のあるまちづくり

<まちづくりのあり方・基本的な方向概念図>





## 市町村合併に関する住民説明会アンケート

本日は、「市町村合併に関する住民説明会」にご参加いただき、ありがとうございました。今後の合併に関する参考資料とするため、次のアンケートへのご協力をお願いします。お帰りの際、受付までご提出ください。

問1 あなたの性別はどちらですか。該当するものに をつけてください。

1. 男                      2. 女

問2 あなたの年齢はどれにあたりますか。該当するものに をつけてください。

1. 20歳未満                      2. 20歳～29歳                      3. 30歳～39歳  
4. 40歳～49歳                      5. 50歳～59歳                      6. 60歳～69歳  
7. 70歳以上

問3 あなたの居住地はどこですか。該当するものに をつけてください。

1. 津市                      2. 久居市                      3. 河芸町                      4. 芸濃町  
5. 美里村                      6. 安濃町                      7. 香良洲町                      8. 一志町  
9. 白山町                      10. 嬉野町                      11. 美杉村  
12. 上記以外の市町村名 (                      )

問4 本日の説明会をお聞きになって、あなたが住んでいる市町村における合併の必要性について、どのように認識されましたか。該当するものに をつけてください。

1. 合併は必要である。  
2. 合併は、どちらかといえば必要である。  
3. 合併の必要はない。  
4. わからない。

問5 現在、津・久居・安芸郡・一志郡（三雲町を除く）の11市町村で任意の協議会を設置し、11市町村での枠組みによる合併に関する調査、研究、啓発などの事業を行っていますが、この枠組みで市町村合併を進めることについてどう思いますか。該当するものに をつけてください。

1. 11市町村の枠組みによる合併が望ましいと思う。  
2. 他の枠組みによる合併が望ましいと思う。  
具体的な枠組をお考えの場合は、その構成市町村名を(                      )に記載してください。  
(                      )  
3. 合併は望ましくない。  
4. わからない。

問6 津・久居・安芸郡・一志郡（三雲町を除く）における市町村合併に対してご意見等  
ありましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました。